

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

第3期計画では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての住民が助け合いながら暮らすことができる地域共生社会を実現するために、より活発な地域コミュニティのネットワークづくりを基本に、「共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～」を目指して誰もが安心して幸せな暮らしができるようなまちづくりを目指します。

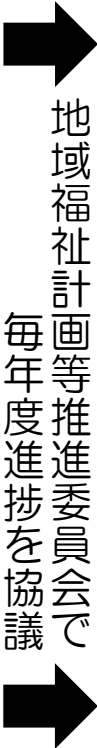
### 2. 基本目標（計画の柱）

#### 基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちづくり

誰もが個性と能力を発揮し活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する地域活動、福祉サービス、施設などの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、成年後見制度による権利擁護、大規模災害に備えた地域防災力の向上、包括的相談体制の構築など、住民のニーズに柔軟に変化させて対応し、誰もが安心して安全な生活が送れるまちづくりを目指します。

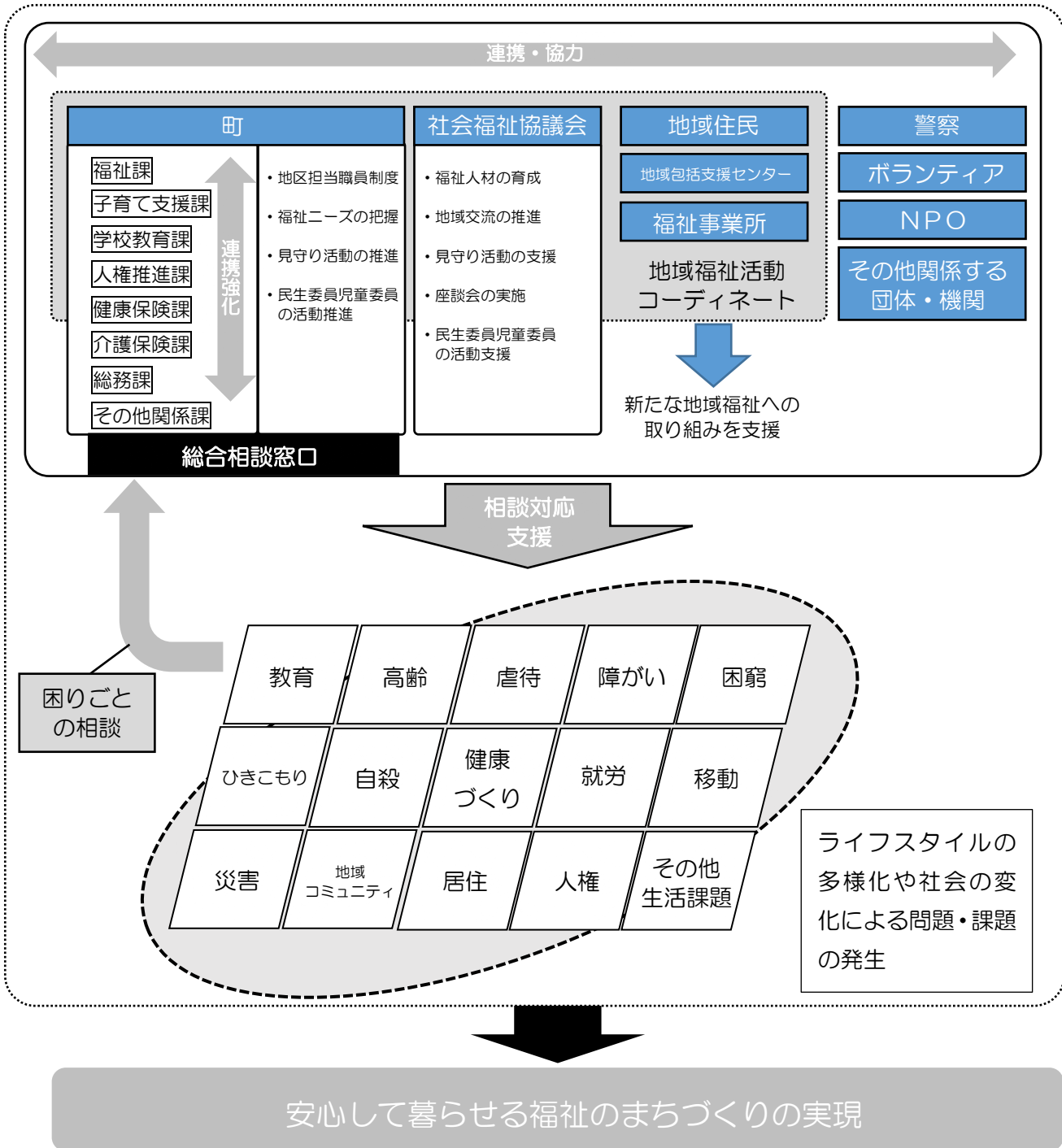
#### 【計画最終年度の目標値】

内容	令和元年度 現状	令和6年度 目標値
①ミニデイ、サロン、通いの場など住民が集まる活動を実施している行政区数	37 行政区	47 行政区
②地域防災活動の充実（地域版防災計画、避難計画）作成	1 行政区	10 行政区
③地域のニーズに応じた新たな生活支援サービスづくり（居住、食事、移動、見守りなど）	—	1 サービス以上 必要な地域でサービス実施
④総合相談窓口の設置	—	設置



地域福祉計画等推進委員会  
毎年度進捗を協議

【安心して暮らせる福祉のまちづくりについて】




## 基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

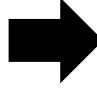
地域の活動における支え合い・助け合い（互助）には、担い手となる人材が欠かせません。地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わりながら、地域福祉の担い手として活躍できるよう、福祉活動の推進を目指します。そのためには、地域の担い手育成が必要であり、地域福祉の必要性和魅力を発信し、将来の地域を担う人材確保に努めます。また、高齢化が進むなど、担い手確保が困難な地域においても地域福祉活動が継続できるよう、周辺地域との連携などを協議します。

### 【計画最終年度の目標値】

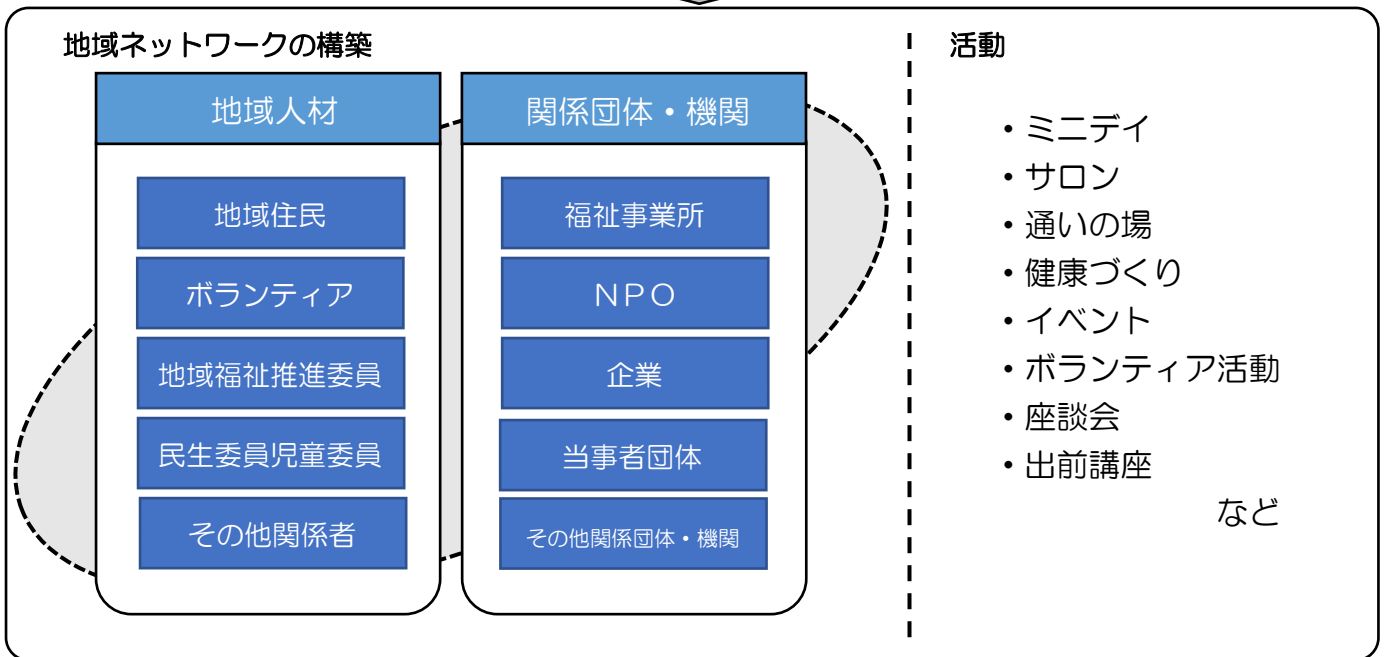
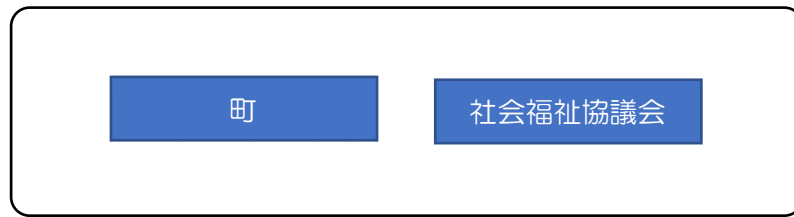
内容	令和元年度 現状	令和6年度 目標値
①ボランティアセンターへの ボランティア登録数	41 団体 (1846 人) 79 個人	45 団体 (2,000 人) 100 個人
②地域福祉推進委員の活動支 援マニュアルの作成	—	作成
③4者（行政区長・民生委員児 童委員・地域福祉推進委員・ 地区担当職員）協議の実施地 区数	—	全行政区
④担い手が不足する地域の周 辺地域と一体となった取り 組みの実施	—	必要な地域



地域福祉計画等推進委員会で  
毎年度進捗を協議



【地域福祉を支える担い手づくり】



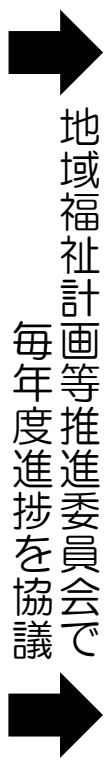
### 基本目標3 互いに支え合う絆づくり

お互いを気遣い支え合える住民の絆づくりを行います。地域福祉推進には、地域コミュニティでの支え合いなど（互助）による課題解決が期待されています。地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わり活躍できるような、絆（ネットワーク）づくりを目指します。

また、地域によっては高齢化などを含め、課題や困りごとが様々です。地域での支え合いが難しいところについては、周辺地域との連携による支え合いが必要になります。各地域の課題をしっかりと把握することに努め、住民同士、地域同士が支え合って課題解決ができるようなつながりづくりを目指します。

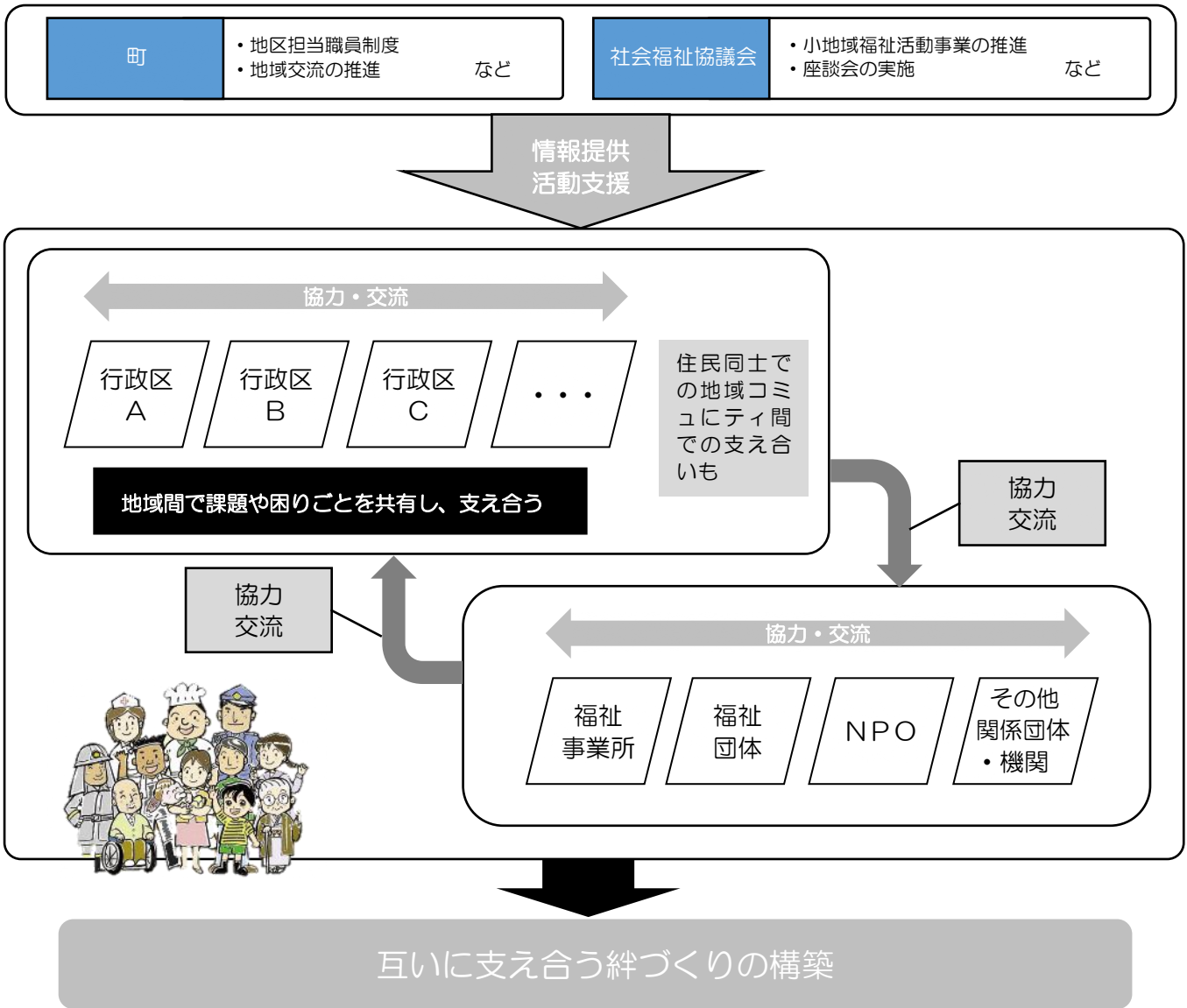
#### 【計画最終年度の目標値】

内容	令和元年度 現状	令和6年度 目標値
①小地域福祉活動実施地区数	17 行政区	27 行政区
②地域福祉推進委員がいる行政区の率	63% (43/68 行政区)	75% (51/68 行政区)
③校区単位、地区単位で地域の課題を協議する体制づくり	—	2箇所
④福祉関係者交流会の実施	0回	1回



地域福祉計画等推進委員会で  
毎年度進捗を協議

【互いに支え合う絆づくり】



### 3. 大津町、社会福祉協議会、住民、事業所などの役割

地域福祉を町全体で推進していくにあたり、町・社会福祉協議会・住民や事業所などの役割を整理します。

区分	役割
町	<p><b>●町全体での推進</b></p> <p>地域福祉は「赤ちゃんからお年寄りまで安心・充実して暮らせること」であり、地域運営の基本です。そのため、役場はもとより、社会福祉協議会、地域住民、福祉関連事業所、各種人材や各種機関・民間事業所のあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進め、町全体での地域支え合いの推進を行います。</p>
	<p><b>●町施策全体での推進</b></p> <p>町施策全般を地域福祉の視点で点検し、各種施策の推進が地域住民の福祉向上により一層資する内容とする必要があります。</p> <p>今後より一層の高齢化を見据え、健康づくり・介護予防、介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費・介護費の軽減にもつながる重要な取り組みであることを認識した上で推進します。</p>
	<p><b>●地域福祉推進の財源確保</b></p> <p>地域福祉推進は公的な財源・人材の確保が必要です。医療費・介護費が必要以上に増加しないようにするためにも、住民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成に必要な財源・人材の確保を行います。幅広いコミュニティ活動支援として、元気大津づくり活動事業や地域づくり活動支援事業も、地域福祉活動推進に位置づけた取り組みとして進めます。</p>
社会福祉協議会	<p><b>●地域福祉推進の実働</b></p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉を進める役割が法律的に位置づけられています。また、民間法人である機動性や柔軟性を活かし、役場が直接行うより効率的な事項について、実働役としての役割を果たします。</p>
	<p><b>●地域住民との直接のつながり</b></p> <p>地域住民との直接のつながり（※アウトリーチ）が、社会福祉協議会が地域福祉推進に果たす一番の役割です。そのことにより、役場の地域住民への各種の働きかけ（防災・健康づくり、各種相談、地域づくり）のつなぎ役を發揮します。</p>
	<p><b>●福祉事業所・各種団体などのコーディネート</b></p> <p>地域住民とのつながりのもとに、地域の福祉資源である福祉関連事業所や各種団体との情報交換、協働の取り組みなどのコーディネートの役割を進めます。</p>
	<p><b>●社会福祉協議会としての地域福祉推進の財源確保</b></p> <p>地域福祉推進の実働役を担うことで、社会福祉協議会への理解を促し、社協会費や共同募金に理解と協力をお願いしていきます。加えて、地域福祉推進に対して事業所や個人の理解のもと、新たな資金確保の方策についても取り組みます。</p>

※アウトリーチ：地域に出かけること。手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組み。

区分		役割（例示）
自助	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防、介護予防、健康維持の自覚と取り組み</li> <li>介護保険制度や成年後見制度の理解と活用、家族、親族での相互扶助</li> <li>地域コミュニティへの参加、地域の助け合い活動（互助の受容、受援力、必要な個人情報の提供）</li> <li>地域での生きがいや役割の発揮</li> <li>身近な要支援者の発見（気づき）、公助の適切な利用</li> </ul>
	子ども （小・中学生） （高校生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動、福祉体験・認知症サポーター養成講座、出前講座の活用</li> <li>ワークキャンプへの参加</li> <li>総合的学習での地域の高齢者、障がい者や住民との交流</li> </ul>
互助	成人	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動への参加・参画</li> <li>地域での健康づくり、生活習慣病予防学習会への参加</li> <li>地域福祉への理解と出来る範囲での参加</li> <li>地域の高齢者、障がい者、子どもとの交流や見守り活動</li> </ul>
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり、介護予防、地域での生きがい活動や活躍</li> <li>子どもの登下校などの見守り</li> <li>地域の歴史や地元料理の若い世代への継承</li> <li>高齢者相互の見守り活動</li> <li>老人クラブへの参加</li> </ul>
	行政区長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支え合い活動のキーパーソンの役割</li> <li>地域コミュニティ活動の支援</li> <li>地域福祉の理解促進・啓発活動</li> <li>座談会の開催</li> <li>地域の防災活動</li> <li>民生委員児童委員、地域福祉推進委員、地区担当職員との連携</li> </ul>
	民生委員児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の高齢者、障がい者、子ども、その他支援が必要な世帯の見守り活動</li> <li>地域コミュニティ活動の支援</li> <li>地域福祉の理解促進・啓発活動</li> <li>座談会の開催</li> <li>行政区長、地域福祉推進委員、地区担当職員との連携</li> </ul>
	地域福祉推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動の支援</li> <li>地域福祉の理解促進・啓発活動</li> <li>座談会の開催</li> <li>行政区長、民生委員児童委員、地区担当職員との連携</li> <li>社会福祉協議会との連携、研修への参加</li> </ul>
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でのボランティア活動、災害時支援</li> </ul>
	行政区・組など	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の行事や地区活動のなかで、高齢者や障がい者、子どもたちへの見守りなどを行う</li> <li>座談会の開催と基礎的な住民組織として日常的な見守り活動、サロンの充実</li> <li>民生委員児童委員、地域福祉推進委員の活動についての理解・協力</li> <li>隣近所での日常の支え合い、災害時避難の基本単位</li> <li>お隣り同士での緊急連絡先の交換</li> </ul>
	その他地域で活動する 団体・個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動の支援</li> <li>地域での支え合い活動の支援</li> </ul>
	福祉関連事業所、NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民との交流、地域貢献活動</li> <li>福祉避難所の協定</li> <li>事業所間、社会福祉協議会・役場との連携</li> </ul>